

議案第69号関連資料

明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により国民健康保険法が一部改正され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により被保険者証が廃止されます。

これに伴い、本市国民健康保険条例において規定の整備を図るものです。

2 改正の概要

- （1）条例第30条に規定している被保険者証の返還の求めに応じない場合に係る罰則（10万円以下の過料）を削除します。
- （2）引用している国民健康保険法の条項移動に伴う規定の整備を図ります。
（現行）国民健康保険法第9条第9項
（改正）国民健康保険法第9条第5項

3 施行期日

令和6年12月2日

4 経過措置

令和6年12月1日までに交付した被保険者証については、有効期限まで引き続き使用することができるため、12月2日以後において被保険者証の返還に応じない者については、従前の例によることとします。